

仁愛大学における公的研究費の運営・管理に関する行動規範

平成 27 年 3 月 24 日制定

仁愛大学（以下「本学」という。）は、公的性格を有する学術研究の信頼性と公正性を担保し、大学の学術研究業務に対する社会の信頼を確保するため、研究等を遂行する上での行動規範として、次のとおり定める。

本学の職員は、各々自覚と責任をもってこれを誠実に実行しなければならない。

1. 職員は、公的研究費が大学の管理する公的な資金であることを認識し、適正かつ計画的・効率的に使用しなければならない。
2. 職員は、研究費等の運営・管理に当たり、当該研究費の配分機関が定める各種要項及び本学が定める規則等の使用ルール、その他関係する法令・通知等を遵守するとともに、説明責任を果たさなければならない。
3. 職員は、研究費等の取扱いに関する研修等に参加し、関係法令等、使用ルールに関する知識の習得や事務処理手続きの理解に努めなければならない。
4. 職員は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して研究費等の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
5. 職員は、研究費等の運営・管理に当たり、取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
6. 職員は、本学が定める規則等、その他関係する法令等に違反して、不正を行った場合は、本学や配分機関の処分及び法的な責任を負担しなければならない。

以上